

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町税条例等の一部を改正する条例